



市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

## 市の動き

### 「文化の日」の市長表彰、37名、5団体が受賞しました

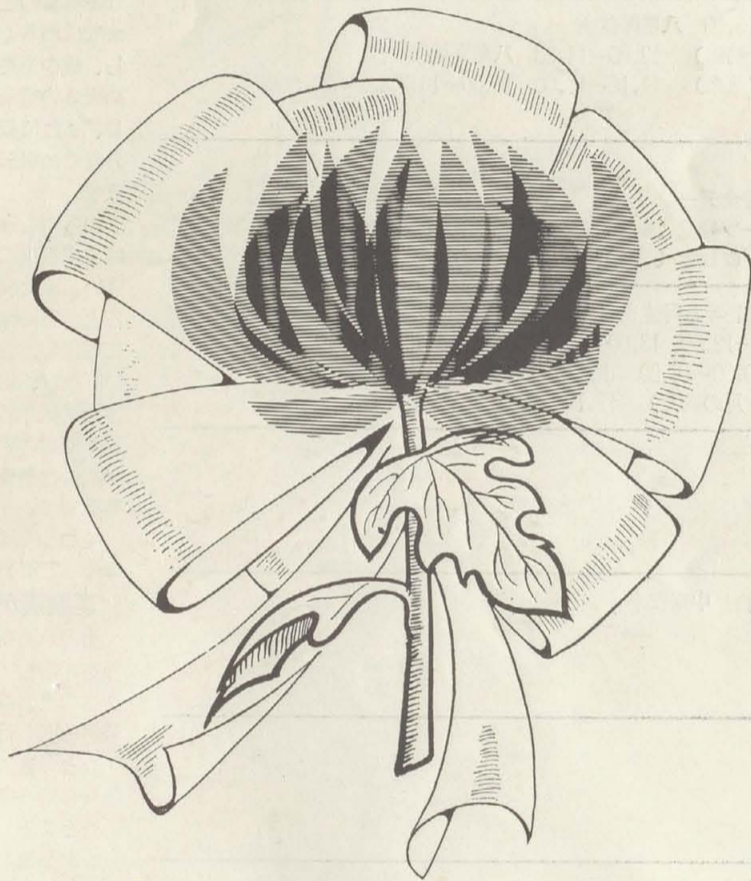
— 5校医、大正中女子ソフトボール部に教育委員会表彰 —

市では、「文化の日」の3日、善行のあった人、長年にわたって地方自治、社会福祉に功績のあった人など37名、5団体を市民ホールに招き、表彰状、感謝状を贈りました。

また、教育委員会でも校医5氏、大正中女子ソフトボール部などの表彰を行いました。この日、表彰状、感謝状を受けた方は次のとおりです。(順不同、敬称略)

#### 《市長表彰を受けた方(団体)》

- ▽浦上義治(本町4丁目=自治振興委員)
- ▽松村吉雄(植松町6丁目=自治振興委員)
- ▽大畑京太郎(恩智701=自治振興委員)▽
- ▽時野弥三郎(本町6丁目=自治振興委員)▽
- ▽今西孝夫(沼293=善行)▽大北文衛(南本町1丁目=民生児童委員)▽川崎伊三三郎(山本町北6丁目=民生児童委員)▽三木義雄(相生町3丁目=民生児童委員)▽森下宇之助(福万寺町1丁目=民生児童委員)▽鷲教禮(太田1554=保護司)▽田中アサエ(本町5丁目=母子福祉会)▽飯田正三(東本町4丁目=身体障害者福祉会)▽前川シサエ(東久宝寺3丁目=遺族会)▽入江春夫(太田1247の1=傷痍軍人会)▽杉本清(本町5丁目=善行)▽森川儀一(恩智177の1=社会福祉)▽辰己美智子(南本町3丁目=社会福祉)▽福島栄五郎(安中町3丁目=商業)▽筒井重三(久宝寺2丁目=商工会議所議員)▽古村桂(栄町1丁目=医師会)▽木下博(幸町1丁目=農政)▽友田久太郎(田井中136の3=消防)▽中本五一(幸町4丁目=消防)▽山本重文(天王寺屋129=監査委員)▽大西直三(新家町1丁目=農業委員)▽吉村浅一(八尾木824=農業委員)▽井藤米造(柏村108の16=青少年指導員)▽花田義之(久宝寺1丁目=青少年指導員)▽小西克育



- (楽音寺376=社会教育)▽藤坂島子(緑ヶ丘2丁目=婦人活動)▽柴田日文(佐堂町3丁目=社会体育)▽逸民正剛(刑部308=社会体育)▽財団法人志紀保育園(田井中428=社会福祉)▽日本輸出刷工業(協)(本町2丁目=商工業)▽宮町1丁目東町会(宮町1丁目=善行)▽河内野俳句会(本町3丁目=社会教育)

#### 《感謝状を受けた方(団体)》

- ▽水上克洋(大阪市東住吉区加美旭町=寄付)▽岡田徳一(東本町3丁目=寄付)▽中山正二郎(末広町4丁目=寄付)▽井上博純(埼玉県川口市=土地提供)▽岡本八郎(久宝寺4丁目=土地提供)▽八尾理療師会奉仕団(恩智104=善行)

#### 《教育委員会表彰を受けた方(団体)》

- ▽西川繁(本町3丁目=用和小歯科医)▽藤沢文雄(山本町2丁目=山本小校医)▽岡田基範(幸町4丁目=桂小歯科医)▽野村正吉(南亀井町1丁目=竹淵小校医)▽木村厚行(東本町2丁目=成法中校医)▽大正中女子ソフトボール部(第22回近畿中学校総合体育大会ソフトボールの部優勝、第1回西日本中学生ソフトボール選手権大会優勝)
- なお、市職員、教職員の永年勤続、優良職員・教職員の表彰もあわせて行いました。

## ●秋の史跡めぐりを行います



恒例の「秋の史跡めぐり」が行われます。今回は市内東北部高安地区から東大阪市にぬける約10kmのコース。

深まりゆく秋の一日、ご家族そろって先人の足跡を訪ねてみませんか。

☆とき 11月18日(日)午前9時集合

☆集合するところ 中高安小学校(近鉄信貴線服部川駅下車、近鉄バス服部川下車、右図参照)

☆コース 中高安小学校→高安フラワースサイエティ→高安の馬場→鏡塚→心合寺山古墳→愛宕塚→玉祖神社(昼食)→往生院→瓢箪山稲荷→東大阪郷土博物館(解散)

☆もってくるもの 弁当、水筒

当日の講師は沢井浩三氏(大阪府教育百年史編集室長)、井ノ口豊男氏(八尾高教諭)富田八郎氏(清友高校長)、棚橋利光氏(羽曳野高教諭)の4氏です。

参加者には記念の冊子、手ぬぐいをさしあげます。

なお、当日雨天の場会は11月25日(日)に延期し、決行の有無は午前7時30分に決定します。お問い合わせは市役所公聴係(電91-3881)まで。



# やお市政だより

第492号

2

昭和48年11月5日

## 市の行事

|              |   |
|--------------|---|
| 11<br>11 (日) | ☆世界平和記念日<br>☆無料法律相談 12.00~15.00 用和小公民館  |
| 12 (月)       | ☆ツベルクリン接種 14.00~15.00 八尾保健所<br>☆肢体不自由児相談 13.00~14.00  |
| 13 (火)       | ☆母と子の体操教室 13.30~15.00 教育センター<br>☆不用犬の受付 9.15~12.00, 13.00~17.00 八尾保健所   |
| 14 (水)       | ☆BCG接種 14.00~15.00 八尾保健所<br>☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所<br>☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00, 13.00~14.30 八尾保健所  |
| 15 (木)       | ☆七五三<br>☆近畿交通安全デー<br>☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30~16.00 教育センター<br>☆一般スポーツ教室( ) 17.30~21.00   |
| 16 (金)       | ☆三歳児健康診査(昭和45年5月生まれの子) 13.00~15.00 八尾保健所<br>☆不用犬の受付 9.15~12.00, 13.00~17.00 八尾保健所<br>☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室<br>☆乳幼児健康相談(6ヶ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所 |
| 17 (土)       |   |
| 18 (日)       | ☆史跡めぐり 9.00集合 中高安小  |
| 19 (月)       |   |
| 20 (火)       | ☆母と子の体操教室 13.30~15.00 教育センター<br>☆不用犬の受付 9.15~12.00, 13.00~17.00 八尾保健所<br>☆出張献血 10.00~15.00 市立病院   |
| 21 (水)       | ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所<br>☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00, 13.00~14.30 八尾保健所  |
| 22 (木)       | ☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30~16.00 教育センター<br>☆一般スポーツ教室( ) 17.30~21.00  |
| 23 (金)       | ☆勤労感謝の日   |
| 24 (土)       |   |
| 25 (日)       |   |

### 《人の動き》

(48年9月末現在)  
 総数 241,365(+159)  
 男 121,211(+29)  
 女 120,154(+130)  
 世帯数 73,708(-4)  
 ( )内は前月からの増減です



### 《俳句》

千枚田  
 空になぞえて  
 黄金なす  
 川上富美子(主婦)

### 《もみがらなど焼却する農家は届け出を》

毎年秋のとりいれ時になると農家ではわらくずやもみがらを焼却し、煙や炎を大量に発生させるため火事の通報や問い合わせがあり、また焼却後のあと始末が不十分のため再三消防車が出動しています。

わらやもみがらを焼却するときは必ず事前に消防署に届けください。また焼却中は消火準備をするとともに絶体にそばをはなれずに監視し、完全に消火してください。なお、届け出は前日までに届け出用紙(消防署にあります)に必要事項記入のうえ提出してください。やむをえない場合は電話でも結構です。

くわしくは消防署(米町2丁目 電92-2281)まで。

### 《産業展が開催されます》

市と八尾商工会議所は市制25周年を記念して第10回八尾市産業展を次のとおり開催します。当日は展示即売も行います。

☆とき 11月13日~15日  
 午前9時~午後5時  
 ☆ところ 市役所市民ホール  
 ☆出品物 市内の47社の優良品を展示します。

くわしくは市産業課(電91-3881 内線323)または八尾商工会議所(電22-1181)まで

### 《無料法律相談》

近畿大学法律相談部では次のとおり無料法律相談を開きます。

☆とき 11月11日(日)正午から午後3時まで  
 ☆ところ 用和小学校公民館

身障 = 身体障害者相談

心配 = 心配ごと相談 結婚 = 結婚相談

いずれも 13時~16時 社会福祉会館で

家庭児童相談 10時~16時 社会福祉会館で

青少年 青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで

交通 = 交通相談 法律 = 法律相談(当日予約制)

行政 = 行政相談

いずれも 13時~16時 市民相談室で

教育 = 教育相談 9時~ 教育相談室で

人権 = 人権相談 14時~16時 人権擁護委員会室で

職業 = 高齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で

### 《謄抄本の発行および閲覧》

昭和22年12月31日までに編製された戸籍(除籍・改製原戸籍)には身分を表す族称などが記載されているため国民の基本的な人権を尊重する立場から現在抹消するなど再製作業を進めています。

このため再製されていない謄抄本の発行および閲覧はおことわりしています。

謄抄本は再製後発行しますので必要な場合は前もって請求してください。くわしくは市民課戸籍係(電91-3881 内線313)まで。

### 《年末調整の説明会が開かれます》

年末調整説明会が次のとおり開かれます。

☆とき(対象事業所) 12月4日(火)午後1時30分~(個人事業者) 12月7日(金)午前10時~(法人事業所) 午後1時30分~(法人事業所)

☆ところ いずれも八尾商工会議所(本町2丁目)

☆講師 八尾税務署源泉担当官ほか

### 《講演とスライド映写》

八尾市聾者福祉協会では次のとおり講演とスライド映写をします

☆とき 11月11日(日)午後1時~5時

☆ところ 市立社会福祉会館(本町2丁目)

☆講演 世界の求めているもの、8ミリ、スライド映写(アフリカ、タンザニアの福祉施設)

なお、同福祉協会では毎週木曜日午前10時~午後4時まで市立社会福祉会館でよろず相談を受けていますのでご利用ください。

### 《簿記講座を開きます》

簿記の初歩程度を理解できるかと青色申告をされるかを対象に次のとおり簿記講座を開きますのでふるって参加してください。

☆とき 11月19日、20日、21日の3日間 午後6時~8時

☆ところ 八尾商工会議所

☆定員 50名(先着順)

☆受講料 無料

受付、お問い合わせは、市産業課(電91-3881 内線323)または八尾商工会議所(電22-1181 業務課)まで。

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL. 91-3881)

# やお市政だより

第492号

3

昭和48年11月5日

## お知らせ

### 町名地番改正のこと

#### ■第15次町名地番改正が行われました

電91-3881 内線374

すでにお知らせしていますが、11月5日から次の区域の町名、地番が改正されました。大字植松、安中、老原、田井中、南木本の各一部で、新町名は相生町4丁目、老原1丁目から老原9丁目となり、下図のとおりです。

なお、改正区域内に居住されているかたの戸籍、住民基本台帳、印鑑登録などの公簿は市役所で書き替えます。また、同区域内に土地、建物を所有しておられる場合、登記物件の表示変更は登記所が職権で書き替えてくれます。

しかし所有者の住所が改正区域内の旧大字と地番で登記してあるときは各自住所変更の手続きをしなければなりません。

この申請用紙などは市管理課にあります。事業所などの商業登記関係も同じです。

このほか、自動車運転免許をはじめ各種免許証、勤務先、学校などにも住所変更の届け出をしてください。

この町名地番改正にともなう変更証明書などは市役所で交付しますが、住所変更証明書については市民課、町名地番改正証明書については建設部管理課(第二別館旧八尾郵便局跡)です。証明手数料は一件50円ですが、12月4日までは無料です。

くわしくは建設部管理課まで。



### 老人のこと

#### ■老人健康診査を必ず受けましょう

電91-3881 内線279

今年も11月10日から12月10日まで65歳以上のおとしよりを対象に老人健康診査を行います。

今年からは現に治療を受けておられる方でもこの健康診査を受けることができるようになりましたので、ぜひこの機会に受診して心身ともに安心して愉快な日々を過ごしてください。

☆費用 無料

☆受診方法 地区の老人クラブ会長さんに申し出て老人健康診査記録表をもらい、八尾市医師会に加入している医院で受けてください。

なお、くわしくは社会課社会係(社会福祉会館内)までお問い合わせください。

### 給食物資のこと

#### ■来年度学校給食物資の納入業者の登録申請を受け付けます

電41-8268

市教育委員会では、来年度の学校給食物資納入業者の登録申請を次の要項で受け付けます。

登録業者の選定には、市学校給食物資納入業者選定基準にもとづき、書類審査と実地調査を行います。

☆受け付ける業種 いも類、魚介類およびその加工品、乳製品、野菜、果実品など

☆申請書の交付 11月19日～12月1日まで

☆申請書の受付 11月26日～12月8日まで

その他、くわしいことは市立学校給食センター(千塚333の1)までお問い合わせください。

### 貸し付けのこと

#### ■生活援護資金貸付制度が設置されました

電91-3881 内線280

公益質舗にかわる制度として、市ではこのほど生活援護資金貸付制度を次のとおり設置しました。

☆貸付限度額 3万円以内(特別の場合は5万円以内)

☆貸付期間 1年以内(特別の場合は2年以内)

☆利率 無利子

☆貸付資格 ①市長が定める基準の低所得世帯、または天災その他不慮の災害による生活困窮世帯

②資金の貸し付けを行うことにより、自立更生の効果があると認められる世帯

③八尾市内に住所を有していること

くわしいことのお問い合わせは、民生部社会課厚生係まで。

### 職業相談のこと

#### ■60歳以上の方に職業相談を行っています

電 91-1161

社会福祉協議会では、老人の生活安定、高齢者の社会活動参加促進のため、60歳以上の方に職業紹介をする「高齢者職業相談所」を開いています。

これは、府社会福祉協議会の高齢者無料職業紹介所が毎月2回巡回して就職相談を行うものです

☆相談日 毎月第1、第3木曜日 午前10時～午後3時

☆職種 経理、一般事務、軽作業、管理係宿日直、守衛など高齢者向きのしごと

☆相談所 社会福祉会館(本町2丁目4番10号)2階相談室で

相談は一切無料です。相談ご希望の方は、本人が市社会福祉協議会(社会福祉会館内)へお申し込みください。

### 年金のこと

#### ■再開5年年金の加入受付をしています

電91-3881 内線320

現在実施されている5年年金の加入もれの方(昭和45年1月から6月までに加入申し込みをしていない方)を対象に再開5年年金の加入受付をしています。

この年金は高齢者に対するもので、老令年金を受ける最後のチャンスです。

☆加入できる人 明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた人で、次のいずれにも該当する人。

①他の公的年金制度(厚生年金、共済組合など)に加入していない人。

②他の公的年金制度から老令、退職年金などを受けていない人。

③国民年金法による老令年金もしくは通算老令年金を受けることができない人。

ただし、過去に10年年金や5年年金に加入していて途中でやめてしまった人は加入できません。

☆加入申し込み 昭和49年3月31日までに市年金課まで

☆保険料額 月 900円(昭和45年6月にさかのぼって納付できます。納付期間は昭和50年6月30日までです。)

☆年金額 月額 8,000円(年間96,000円) 加入した人の保険料納付済期間が5年に達した後に65歳になった時、または65歳になった後に保険料納付済期間が5年に達した時、本人の老令年金裁定請求により支給されます。

☆その他 明治44年4月1日以前に生まれた人は、満70歳になれば老令福祉年金(月額5,000円)が支給されます(ただし現在は所得制限があります)が、5年年金に加入されますと、老令福祉年金の支給資格はなくなります。

#### ＜付加年金とは＞

付加年金とは従来の所得比例年金が改称されたものです。この年金は老令年金に加算して支給される年金で、現在の加入負担保険料以外に保険料を負担しても、将来より高い年金を受けることができます。

たとえば、夫婦が2人とも25年間保険料を納めた場合、老令年金は1人月額20,000円、夫婦合わせて40,000円ですが、これに付加年金を25年納付されますと1人月額5,000円となり、夫婦合わせて10,000円となります。したがって、月額50,000円が支給されることとなります。

加入ご希望の方はいつでも年金手帳を添えて年金課までお申し込みください。

保険料は昭和48年12月まで月額350円、49年1月からは400円です。

### 成人祭のこと

#### ■はたちの声・作品を募集しています

電91-3881 内線482

市では来年1月15日に成人祭をむかえる人たちの「はたちの声・作品」を募集しています。

★応募できる人 昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた市内在住者

＜はたちの声(作文)＞

☆字数 400字づつ原稿用紙3枚以内

☆内容 とくに制限はありませんが、成人になった感想、決意、体験、社会観などを書いてください。

☆締め切り 昭和48年12月20日

＜はたちの作品＞

☆作品 ▷絵画・イラスト 洋画は50号以内、日本画は2㎡以内、イラストは全紙で額にはめるか表装のこと

▷書道 90cm×240cm以内で額、屏風、衝立、または軸表装のこと

▷写真 カラープリント、白黒いずれも4つ切以上全紙以内で枠張りのこと。題は自由

▷手芸 刺しゅう、編物、人形その他一般手芸

☆作品搬入 昭和48年12月18日～20日 午前9時～午後7時

★受付場所 いずれも市立教育センター内社会教育課成人祭担当係(八尾市清水町1-1-6)

### 人事のこと

#### ■助産婦、看護婦、准看護婦を募集しています

電22-0881

病院では、助産婦、看護婦、准看護婦を募集しています。

☆資格 助産婦40歳未満、看護婦35歳未満准看護婦30歳未満で免許証のある人

☆給与 助産婦79,400円以上、看護婦76,100円以上、准看護婦63,900円以上でほかに通勤手当、夜間看護手当が支給されます。

☆願書の受付 毎日午前8時45分から午後4時40分まで(ただし、日曜、祭日、土曜の午後を除く)申し込まれるかたは履歴書、資格免許証を添えて市立病院庶務課人事係(南太子堂2-1-52)まで。

#### ■消防吏員を募集しています

電92-2281

市消防本部では来年4月に採用する消防職員を募集しています。

☆資格 高校卒、短大(高専)卒で昭和24年4月2日以降に生まれた男子(49年3月卒業見込みも含む)

☆申し込み 昭和48年11月24日(土)まで くわしくは市消防本部総務課またはもよりの消防出張所まで。

#### ■保母職員を募集しています

電91-3881 内線221

市では保母職員を募集しています。

☆資格 学校教育法による大学・短大・高校を卒業した人または来春卒業見込み(高校は除く)の人で、保母資格を有する人(49年3月末までに取得見込みの人)

☆採用 来春卒業見込みの人は4月1日以降、すでに卒業した人は1月1日以降の予定

☆申し込み方法 受験申し込み用紙(人事課で交付)、卒業証明書(見込み書)、保母資格証明書(見込み書)を添えて、11月16日(金)までに市人事課へお申し込みください。



# やお市政だより

第492号

4

昭和48年11月5日

## 市の話題

### ●みのりの秋、長池小児童が稲刈り

長池小学校の本館と新館の中庭につくられた田んぼの稲がこのほど実り、24日午前10時から5年生全員が刈り取りました。

この稲は5年生が6月に教材用につくった田んぼに植えていたものです。

この日、5年生4クラス 130人余りが小さなカマを持ち1人2株ずつ刈り取りましたが、みんな初めてとあって大喜び。

その後、刈り取った稲を10株ずつ束ねて稲干しにかけました。

同校では冬の間田を遊ばせておいておくのはおしいので、5年生が大麦と小麦を植えるとのこと。



### ●南高安幼稚園児たちが秋のみかん狩り

南高安幼稚園の園児たちが19日近くの恩智山で秋のみかん狩りを楽しみました。

園児たちは午前10時に同園を出発、約2kmの山道をテクテク。みかん畑にたどりつくと、枝もたわわになっているみかんを見て「ワァー、ようってる」と歓声。

先生からみかんのもぎり方などの説明を聞いた後、順次もぎ始めましたが、なかなか思うようにいかず、引っぱりそこねてひっくり返る子も続出。取ったみかんはその場で食べてよいことになっていましたが、ほとんどの園児はお母さんに見せるんだと用意してきたビニール袋に入れていました。



### ●市制施行・市民憲章制定の記念タバコを発売

日本専売公社は11月1日、八尾市市制施行25周年・市民憲章制定10年の記念タバコ「マリーナ」(20本入り、100円、ロングサイズフィルターつき) 10万個を発売しました。

発売区域は河内八尾営業所管内の八尾、東大阪、柏原の3市と「虹のまち」にある大阪タバコサ―ビスコーナーです。

デザインは公民館絵画講座講師の原案をもとに専売公社が図案化したもので、両面に高安山が描かれ、片面には市の花「菊」と市章が、もう一方の面には市の木「イチヨウ」が描かれています。



### ●八尾市消費問題研究会が府・市の協力で商品量目調査

八尾市消費問題研究会(角田静子会長)は22日、府計量安全課と市産業課の協力を得て商品量目調査を行いました。

これは消費問題の研究や消費者行政に役立つものです。

この日午前10時から会員たちが市内の小売店、スーパーなどで買った野菜、肉類、菓子、漬物などを婦人会館へ持ち寄り、府や市の職員によって計量されました。

この結果、検査した220点のうち表記量を上回るものが100点、逆に下回るものが89点もあり、同研究会では「もっと目を光らさなくては…」と話していました。



## しあわせを築く道 部落解放とわたしたち ⑩

今回は昭和48年度人権作文集より「差別追放」-中学校3年 S・N(女子)-を取り上げました。

### ■差別追放(人権作文集より)

私たちは、黒人問題、部落問題など、大きな問題については、真剣にとり組んできました。しかし、身近な差別は、気づかない場合が多いのではないのでしょうか。

こんなことをよく耳にします。「あんな子と遊んだらだめ。」どういうことでしょうか。

そういう大人のことは子どもの心に差別をうえつけ、差別することが、どんなにいけないことかということ、わからなくしてしまうのではないのでしょうか。そうして人間を同じ目で見なくなるようになってしまってもいいかもしれません。また、友だちとの会話の中で、ふとしたことで、相手の心を傷つけてしまうこともあると思います。少しのことでも、人の心にはいつまでも焼きついているもので

す。そうして、私自身、差別していないと言うことはできません。差別しちゃいけないということはわかっています。でも、知らず知らずのうちに差別してしまい、人の心を傷つけているかもしれません。

6年生の時、ストウ夫人の「アングル・トムズ・ケビン」という本をよみました。その本から黒人の悲しさ、みじめさという黒人の真の姿を知り、涙を流しました。でも、それだけではだめ。差別をなくす努力が、必要なのです。ただ知るだけじゃだめなんです。

差別。差別。なんて冷たくて悲しいことばなのではないか。同じ仲間なのに……。

心ががよい合う人間同志なのに……。それなのに、人間が人間を苦しめ、傷つけ、悲しみの底へと追い込んでしまうなんて。

私はそんな世の中は、ばかげていると思うし、なんて悲しくてみじめな人だろうと思います。「差別」ということばの中には私が考えているより、言いようもない複雑な意味が

こめられているのではないのでしょうか。そんな差別なんて悪いのです。なくさないで。

それには、まず身近なことからスタートです。だれもが差別というものを真剣に考え、差別に目を見開くことが大切だと思います。

人間が作ったばかげたものなんてぶっこわしちゃえ。

「わたしが、差別しないでいたら、それでいい。」なんていう考えでは、ぜったい差別をこの世の中からなくせないと思います。みんなの幸福のために、みんなが団結しなければいけないのです。人間が人間じゃない世の中なんて、いや、いや、いやです。ぜったい追放すべきです。

いろいろなことを書きましたが、口先より実行。でも、この実行というものは、とっても困難なことです。それを一つ一つ歩むことによって、人権を守る。明るくてすばらしい社会を築き上げましょう。

差別追放。みんなで追放。